

熊本県社会福祉功労者及び団体等知事表彰実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、熊本県表彰要領に基づき、社会福祉の向上に特に著しい功績のあった者及び団体等で、真に他の模範となるものに対し、その功績をたたえ、これを表彰することによって、県民一人ひとりの社会福祉への理解と意識の高揚を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、社会福祉の向上に特に著しい功績のあった者及び団体等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 熊本県民生委員・児童委員として15年以上在職し、その職務に精励し、その功績が特に他の模範となる者。ただし、1年以内に退職した者も含む。

(2) ボランティア活動又は金品の寄贈を行った者及び団体

ア 社会福祉分野におけるボランティアを行う者として、過去7年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っているものであって、その活動が他の模範となるもの。

イ 社会福祉分野におけるボランティアを行うグループ、生活協同組合・農業協同組合や住民互助等による住民参加型福祉サービス団体等として、過去5年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っているものであって、その活動が他の模範となるもの。

ウ ボランティア協力校として社会福祉法人熊本県社会福祉協議会から指定を受けた学校で、過去5年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っているものであって、その活動が他の模範となるもの。

エ 社会福祉の向上に資する金品の寄贈を行った者として、過去10年以上にわたり活動を行っているものであって、その活動が他の模範となるもの。

オ 社会福祉の向上に資する金品の寄贈を行った団体として、過去10年以上にわたり活動を行っているものであって、その活動が他の模範となるもの。

(3) 社会福祉事業施設（社会福祉法第2条に定める第1種、第2種社会福祉事業を行う施設。以下「社会福祉事業施設」という）の長及び職員

ア 社会福祉事業施設の長として、15年以上在職し、その職務に精励し、その功績が特に他の模範となる者。ただし、1年以内に退職した者も含む。

イ 社会福祉事業施設の職員として、15年以上在職し、その職務に精励し、その功績が特に他の模範となる者。ただし、1年以内に退職した者も含む。

(4) 社会福祉事業関係団体の役員及び職員

ア 社会福祉事業関係団体の役員として、15年以上在職し、その職務に精励し、その功績が特に他の模範となる者。ただし、1年以内に退職した者も含む。

イ 社会福祉事業関係団体の職員として、15年以上在職し、その職務に精励し、その功績が特に他の模範となる者。ただし、1年以内に退職した者も含む。

(5) 共同募金運動の推進のための奉仕者又は団体

ア 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去10年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が他の模範となるもの。

イ 共同募金運動の推進のための奉仕団体として、過去5年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っているものであって、その活動が他の模範となるもの。

(6) 訪問介護員（ホームヘルパー）として、15年以上在職し、地域の在宅老人等の福祉の向上に特に顕著な功績があると認められる者。ただし、1年以内に退職した者も含む。

(7) 心身障がい者自立更生者として、心身障がい者で自らその障がいを克服し、原則として10年以上にわたり、地域社会に積極的に参加する等、自立更生者として、他の模範とするに足りると認められる者。

(8) 企業・労働組合等の団体として、社会福祉事業等に貢献する活動を自ら行い、又は、従業員・組合員の行うボランティア活動への支援を行っている場合であって、過去5年以上にわたり率先して活動・支援を行い、引き続き現在も活動を行っているものであって、その活動・支援が他の模範となるもの。ボランティア活動への支援とは、例えば次のようなことをいう。

ア 休暇・休業制度や社内表彰、活動時の災害補償制度等の創設

イ 人材・資金・情報・研修・場所・システム等の提供

(9) 地縁による団体の役員として、地域福祉のために過去10年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が他の模範となるもの。

(10) その他

ア 社会福祉に対する功績が顕著で、真に表彰に値すると認められる者

イ 社会福祉に対する功績が顕著で、真に表彰に値すると認められる団体（身障者相談員等、継続的に活動している者については、(2)に準じて表彰を行うこととする。また、里親については、(3)に準じ

て表彰を行うこととする。)

2 次の各号に該当するものは、原則としてこの表彰の対象から除くものとする。

(1) これまでに、この要綱の規定に類する内容で、熊本県知事表彰を受けた者及び団体等。

(2) 過去において春秋の叙勲、又は本要綱と同一功績により、褒章若しくは厚生労働大臣表彰を受けた者及び団体等。

(3) 熊本県職員(熊本県職員表彰規則による。)

(被表彰候補者等の推薦)

第3条 各市町村長は、前条第1項各号に該当するものがあるときは、所轄広域本部長(県央を除く)、県央広域本部宇城地域振興局長及び県央広域本部上益城地域振興局長を経て、知事に推薦するものとする。ただし、熊本市長については、直接、知事に推薦するものとする。

2 推薦にあたっては、別紙様式1、2、3、4及び5により推薦調書を、また、別紙様式6により被表彰候補者(団体等)推薦一覧をそれぞれ作成し、別に定める期日までに提出すること。

(被表彰者等の決定)

第4条 知事は、前条の規定より提出された推薦調書について、健康福祉部関係各課の審査を経て、被表彰者の決定を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本表彰に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）6月12日から施行する。